



2016年5月13日

各 位

会 社 名 三井化学株式会社

代表者名 代表取締役社長 淡輪 敏

(コード：4183、東証第1部)

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小久江 晴子

(TEL. 03-6253-2100)

## 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新に関するお知らせ

当社は、2007年6月26日開催の第10期定時株主総会において株主の皆様からご承認を受け、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、2010年6月24日開催の第13期定時株主総会及び2013年6月25日開催の第16期定時株主総会において株主の皆様からご承認を受け、一部改定した上で同対応策を更新しております。また、第16期定時株主総会において更新された同対応策（以下「本プラン」といいます。）の有効期間は、2016年6月24日開催予定の第19期定時株主総会終結の時までとされています。

当社は、本日開催の取締役会において、本プランの有効期間満了をもって本プランを更新しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、買収防衛策を導入、更新してまいりました。

当社は、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、今後の本プランの取扱いについて、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点及び当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえて、慎重に検討してまいりました。その結果、現時点においては、本プランを更新する必要性が相対的に低下していると判断し、本プランの有効期間満了をもって本プランを更新しないこととしました。

当社は、本プランの非更新後も、当社株式に対する大量買付を行おうとする者に対し必要かつ十分な情報提供を要求し、あわせて当社取締役会の意見等の情報開示を適時適切に行い、かかる大量買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令及び定款の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

以 上